

建築相談活動要綱

JIA 沖縄支部相談委員会

2023年12月15日

本活動要綱は、JIA 沖縄支部規定及び相談委員会による建築相談の活動指標として定めるものである

I・建築相談委員会の運営

- 1、支部役員会の承認を経て建築相談委員会（以下委員会とする）を設置する。委員は建築相談の推進、検討及び調整に当たる。
- 2、委員会の委員の選任については沖縄支部規定による。
- 3、委員会は必要に応じて特別委員会を設け、場合により専門家の招聘をもって具体的活動を進めることができる。
- 4、委員会は次の役割を担う
 - a. 一般からの建築相談活動（建築相談窓口）
 - b. 支部の相談活動の推進
 - c. 他の団体からの依頼への協力及び委員の派遣（役員会の報告が必要）
 - d. 勉強会の開催

II・建築相談窓口の運営

- 1、建築相談窓口の運営・構成
 - a. 相談員は原則として委員会委員が行う。
 - b. 相談内容は委員会で報告し、相談者への対応を確認する。また、相談内容の記録は委員会の統一書式「建築相談記録カード」に記入し、年度末に事務局で保管する。
 - c. 相談記録を集計したものは、年度毎に役員会において報告する。
 - d. 相談員は相談者の依頼により、必要な場合は現地調査依頼等を受けることができる（その場合旅費規定による実費清算とする）
- 2、相談員と相談内容
 - a. 建築相談における活動は、社会に対する奉仕であり、報酬は受けない。
 - b. 相談員は必要に応じてあらかじめ相談者の了解を得て法律家及び専門家と協力して対処することができる。
 - c. 即答が困難な場合は、必要に応じて各相談員と協議の上で後日回答することができる
- 3、相談窓口
 - a. 相談者と面談の場合、原則として支部事務局内とする。ただし状況により困難な場合は委員の事務所等で行うことができる。

- b. 相談は隨時受付とする
- c. 相談窓口には可能な限り下記の物を備える。
 - 1) 建築関連法令集、参考図書
 - 2) 相談記録カード

4、相談窓口の広報

相談窓口の目的を達成するため支部ホームページにおいて広報活動を行う。

III・建築相談の対応

1、相談の対象者とその内容

- a. 相談対象者は支部全域の一般市民とし、その内容は「建築に関する」相談とする
- b. JIA 及び JIA 会員に対する苦情相談は受け付けない。ただし JIA 本部の関連委員会 へ
の相談はその限りではない。
- c. 下記の相談は受けない
 - 1) JIA 会員を含み建築士業を行っている物の相談
 - 2) 相談事項について、第三者から報酬を受け、業として行っている者の業務上の相談
 - 3) 他の職業の専権事項（弁護士・税理士等の取扱い事項）
 - 4) 特定の建築家及び建築関連業者の選定に関する相談

2、相談の方法

- a. 原則として相談対象者との口頭、電話による相談とし、文書、図書等は提供しない。ま
たは、相談者の筆記による記録以外は認めないものとする。
- b. 相談の対応時間は1件当たり30分程度とする。即答できない場合は、後日電話ま
たは、口頭で回答することが出来る。この場合もメール等文書での回答は行わない
- c. 相談の内容が法令違反に関するものである場合は、対応はしない。ただし、違反に対す
る相談者の姿勢を確認し、違反是正の内容であれば相談員の判断により対応する

3、トラブルの対応

- a. トラブル相談に関わる相談は受付しない。
- b. 問題解決のために斡旋、調停等の紛争処理は行わない。ただし紹介はできるものとする
相談員は問題解決の役に立つと判断された場合に限り、相談者の了解を得て必要な範囲
で施工者等の関係者に説明や資料の提出を求め、事実を確認することが出来る。

○旅費規程

8000円/時 (随行員 5000円/時) + 交通費実費